

ドミニカ国の入国規制措置（8月28日更新）

ドミニカ国政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 全ての渡航者は、少なくとも到着24時間前に、オンライン上で健康状態質問票を提出すること。また、搭乗前及び到着時には健康状態確認通知書を提示し、入国許可後も、保健当局による検査がある場合にはそれに従うこと。

2 カリコム旅行圏 (CARICOM Travel Bubble) からの渡航

※カリコム旅行圏：バルバドス、アンティグア・バーブーダ、セントビンセント、セントルシア、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、モンセラート、アンギラ。到着前に、少なくとも21日間滞在した国からの直行便による渡航が条件。乗り継ぎ便での入国の場合には、経由国の内、最も高いリスク区分が入国条件として適用される（以下、低、中、高リスク国同様の条件）。

渡航者は、到着時に体温検査を含めた健康状態検査及び迅速抗体検査 (Rapid Diagnostic Test) が課される。

3 低リスク国からの渡航

※低リスク国：ノルウェー、フィンランド、アイスランド、ニュージーランド、キュラソー、バミューダ諸島、英領バージン諸島、ケイマン諸島、グリーンランド

(1) 到着24時間から72時間前以内に取得した新型コロナウイルス陰性証明書をオンライン上で提出し、搭乗前及び到着時には同証明書を提示すること。

(2) 到着時には、体温検査を含めた健康状態検査及び迅速抗体検査 (Rapid Diagnostic Test) が課される。入国許可後も、滞在先で7日間の監視措置となる。

4 中リスク国からの渡航

※中リスク国：カナダ、スウェーデン、イタリア、シンガポール、ナイジェリア、スイス、ガイアナ、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、ベリーズ、タークス・カイコス諸島

(1) 到着24時間から72時間前以内に取得した新型コロナウイルス陰性証明書をオンライン上で提出し、搭乗前及び到着時には同証明書を提示すること。

(2) 到着時には、体温検査を含めた健康状態検査及び迅速抗体検査 (Rapid Diagnostic Test) が課される。入国許可後も、滞在先で14日間の監視措置と

なるが、その代替措置として、5日目にPCR検査を受け陰性であれば、同監視措置が解除される。

5 高リスク国からの渡航

※高リスク国：米国、ブラジル、インド、ハイチ、ロシア、南アフリカ、ペルー、メキシコ、コロンビア、チリ、スペイン、イラン、フランス、英国、ドイツ、アルゼンチン、日本、ドミニカ共和国、エクアドル、ボリビア、パナマ、アルバ、スリナム、セントマーティン、グアドループ、マルティニーク

(1) 到着24時間から72時間前以内に取得した新型コロナウイルス陰性証明書をオンライン上で提出し、搭乗前及び到着時には同証明書を提示すること。

(2) 到着時には、迅速抗体検査(Rapid Diagnostic Test)が課され、同検査が陽性となった場合には、PCR検査が課され、結果を待つまでの間、渡航者の費用負担により、政府認可施設で待機措置となる。迅速抗体検査が陰性の場合には、政府検疫施設または政府認可済み施設で、最低でも5日間の検疫措置となる。

(3) 到着後5日目には、PCR検査が課され、同検査が陽性となった場合には、保健当局からの許可が下りるまで、費用自己負担の下、隔離措置となる。

(4) 検査及び検疫費用は以下のとおり。

PCR検査：100東カリブドル、40米ドル

初日一泊分の検疫費用：400東カリブドル、150米ドル

追加宿泊分検疫費用：225東カリブドル、90米ドル

朝食代：15東カリブドル、6米ドル

昼食代、夕食代：20東カリブドル、8米ドル

6 (1) 高熱、健康状態の異常、迅速抗体検査で陽性となった場合には、PCR検査が課され、結果を待つまでの間、渡航者の費用負担により、政府認可施設での検疫措置となる。同検査が陽性の場合には、保健当局からの許可が下りるまで、費用自己負担の下、隔離措置となる。

(2) 同検査が陰性の場合で無症状の場合は、滞在先で14日間の監視措置となり、保健当局による検査を受けることとなる。

(3) 同検査が陰性の場合で症状が有る場合は、滞在先で3日間の自己隔離後、14日間の監視措置となり、保健当局による検査を受けることとなる。

7 5歳以下の子どもの検査は免除されるが、家族の感染が確認される場合には、PCR検査が課される。渡航者は、入国から出国までの間マスクを着用しなけ

ればならず、身体的・物理的距離の確保等を遵守し、保健当局の指示に従うこと。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：ドミニカ国政府HP

<http://dominica.gov.dm/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。